

第41回連合自治会総会を開催 今年も夏まつりを開催

連合自治会総会

今総会では、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」になりました。よって会議での制限がなくなり通常開催をすることが出来ました。代議員定数41名中41名（委任状含む）が出席、会議の冒頭に連合自治会々長が、挨拶と自治会活動にたいしての協力を訴えた。議長選出では、推薦及び立候補者がいないため、承認を得て南亀次郎連合会々長が議長を務めました。蔵本副会長が令和4年度一般経過報告と収支決算報告をした。「夏まつり・ワイワイフェスタの中止」について説明と常任役員を派遣している各活動機関（団体）の活動報告をした、決算報告では4年度は十萬円の積立金会計に入れたと報告。質疑応答では次の意見があった。

7団地から「7団地と西市住との間の市道を特定のトラックが通行する時の振動が激しい、なんとかしてほしい」
4団地から「西市住側の歩道が、ガタガタです、つまずいて転倒される人もいる、私は毎日散歩している



開会の挨拶をする南連合会長

1丁目から「連合自治会々長が何年も同じ人が続いている、副会長が代わっても良いと思います、副会長3名の意見を聞きたい」

以上の意見に対して常任役員会として、7団地の意見には「通行の実態を調べてから改善策を考えます」と応答。4団地の意見には「建設事務所現地を確認するよう連絡をします」と応答。1丁目の意見には「会長の意見として代わってくださる人がいれば大歓迎です」3名の副会長は「南会長にもう少しの間お願いしたい」との意見を述べ、1号議案と2号議案は承認された。

続けて令和5年度の活動計画案・予算案が提案後、1丁目から「三ノ宮クリーニング店跡への入店者がいない問題が未解決と2号議案に書いているのに令和5年度の事業計画には載っていない。連合会が借りて住民の方々の趣味とか教室に使っては、交通問題で要望②について阪急バスには要望しなかったのですか」との質疑が出された。常任役員会は「商店街の空き店舗はイベント等の開催時に利用（無料で）している、教室や会議などの利用は電気が使えない、床も平ではない、改装をすれば返却時に現状復帰の費用がかかる。市バス運休時（大雪）の要望では神戸市から阪急バスに話をするか、解決策を考えることを要請したので、阪急バスとは話をしています。必要の場合には、阪急バスとの仲介人を見つけて接触を図りたい」と応答後承認された。4号議案の常任役員改選の提案は蔵本副会長が説明、令和5年・

6年度の常任役員が承認された。その他議案では、昨年の総会で出された意見「野良猫問題」で「地域猫活動グループ」の存在が確認され、4年度には彼らと2回懇談会を開催、東部衛生監視事務所に「地域猫活動について」の質問状を送り左記の回答を得たと報告した

地域猫活動について東部衛生監視事務所との一問一答

Q1 地域猫活動とは、何のため？
A1 地域猫活動とは、地域住民の理解の下、地域でルールを決めて野良猫を管理する行為で、野良猫の数と迷惑（トラブル）を減らしていくことを目的とした活動です。
Q2 不妊手術を行うことでこれ以上猫が増えないようにする。
A2 適正な餌やりをする（決まった場所で餌をやる、餌を置きっぱなしにせず片付ける等）
Q3 トイレの世話をする（排せつ場所を把握し掃除する、トイレを設置して誘導する等）
単に野良猫に餌を与えるだけでは地域の迷惑になるだけでなく、野良猫を増やしてしまうため、①で野良猫が増えないようにし、②③で猫によるトラブルを減らし、地域で一代限りの命を見守り、最終的には野良猫がいなくなるのが目標となります。
人と猫が共生する社会を目指す神戸市はこの地域猫活動を推進しており、平成29年に施行された「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき普及啓発を行っています。
Q2 地域猫活動団体登録申請書を提出する目的？
A2 活動団体に自分たちの活動に関する責任を認識していただくことや、神戸市が地域猫活動を行っている地域を把握することが主な目的です。なお、希望する登録団体へは登録地域での活動支援として腕章やビブスを貸与しています。
神戸市への登録申請において、地域の同意を得られていることの確認として、自治会等の同意書をもって地域の同意が得られていると判断します。自治会として「活動していることを拒否しないが、書面で同意まではできない」という意向であれば、活動者が市に登録をせずに活動するということ

も選択肢の一つと思われれます。
Q3 地域猫活動団体登録申請書を提出するとき、申請者が自治会等の団体でない場合、自治会等代表者の同意書が必要ない理由？
（自治会内ではなく、公園などで活動している場合は公園管理者の同意であればいいのでは？）
A3 市へ登録申請をするにあたって、「活動」の同意を得ていること。等又は管理者の同意を得ていること。を要件としています。活動地域の自治会等の同意を得られていることの確認については、自治会等の同意書をもって判断しています。なお、活動地域が公園に限定されるのであれば、公園の管理者（ほとんどの場合は建設事務所）の同意があれば登録に支障ありません。
Q4 同意書に署名した場合は同意者に問われる責任とは？
A4 同意書署名は、申請する地域猫活動団体が地域猫活動をきちんと行うならば、その活動に対して同意するということになります。地域猫活動により生じた不法行為については民事で争うこととならず賠償請求者や争うことになるとは思われません。
神戸市への地域猫活動団体登録申請書にも「申請団体がトラブル等が発生した場合に自ら責任を持って解決します。」と記載されています。

神戸市は地域猫活動を推進・啓発しているため、被害を受けたと主張される方への説明や、活動者への活動内容の確認及び不適切な活動であれば適正に行うよう指導するといったことを行います。また、自治会には自治会内の住民から説明を求められた場合の説明や、自治会への猫に対する苦情発生時に団体へ伝達するといった対応の必要は発生すると考えられます。なお、被害を受けたと主張される方が地域猫活動の啓発をして神戸市や同意した自治会に対して民事的な訴えを起こすことを否定できません。
Q5 忌避対策は、猫の存在が苦手な人が行うもので、地域猫活動とはいわない？
A5 基本的には忌避対策は猫に困っている方が自衛のために行うもので、一方で地域への理解を得ることやトラブルを減らすために、特定の家庭や土地に猫が入らないように忌避剤を利用することも手段の一つとして考えら

れます。そういった目的であれば地域猫活動の一環と言えます。
今後、連合会では回答書を参考に活動する事を報告。
最後に南連合会長が代議員の皆様へ、常任役員のご紹介とお礼と決意を述べ総会は終わりました。
左記の9名が今総会で承認された常任役員です。9名では充分な人数ではないと考えますが「安全と安心で住みよい街」を目標に役員一同は一杯頑張る考えです、皆様のご協力をお願いいたします。

令和5年度連合自治会常任役員

会長	南 亀次郎	741-0375
副会長	山下 繁夫	743-1746
副会長	蔵本 繁治	741-7867
副会長	林 喜久治	743-0798
書記	野津 秋雄	743-1804
書記	平田 律夫	743-7655
計査	堀井由紀江	742-1609
監査	西山 盛久	741-7781
監査	花木 武	743-0590

エポックの夜店中止

今年も中止です。

納涼盆踊り

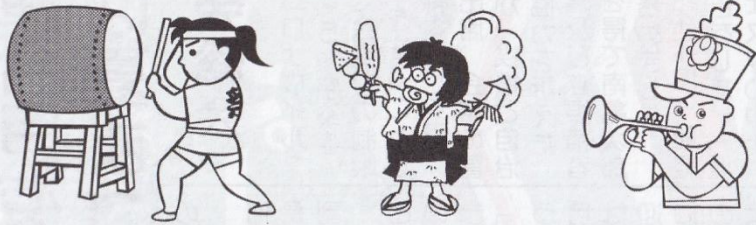
第43回

今年も新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」になり、各地でもイベントが復活してきました。今年度の連合自治会総会において、夏まつり大会を8月12日に開催することが決まりました（感染者数が増加すれば中止の場合があります）。詳細については実行委員会でご確認ください。
ご理解・ご協力、宜しくお願い申し上げます。

ひよどり台夏まつり大会

★日時：8月12日(土)午後5時00～9時00

★場所：中央公園Aグランド



夏まつり子供ポスター展の案内

締切日：7月15日(金)

展示期間：8月1日(火)～8月31日(木)

場所：住民集会室 (グルメシティ2階)
(店内トイレ横の階段上がる)

注意：集会室使用中は閲覧できません。

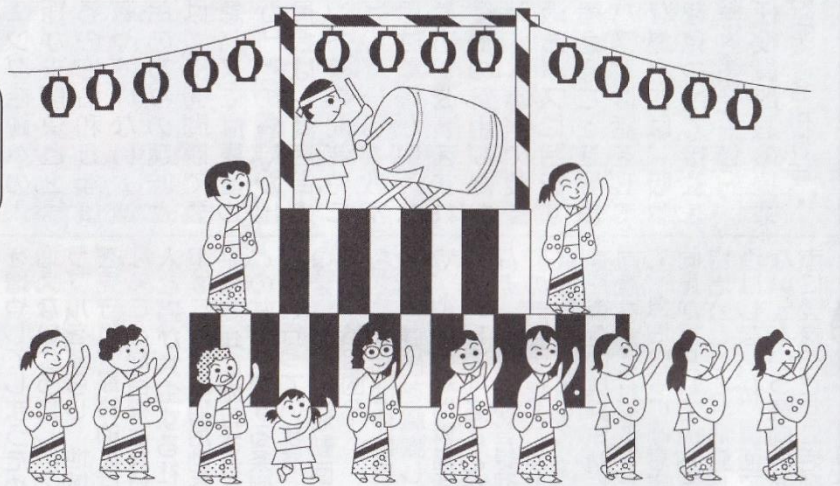
★設営ボランティア参加の御願い

作業日：8月11日・12日AM・13日AM
連絡先：連合自治会事務所741-5963
(留守録の場合は後日電話いたします。)

★今年は地元住民が出店する夜店はありません
露店商の夜店は出店します



夏まつり実行委員会
事務局 741-5963
ゴクローサン



※詳細は実行委員会で検討します。内容が変更になる場合があります。

第33回ひあわせの村まつり

～村の小さな夏まつり～

- ★手持ち花火で遊ぼう
- ★事前予約制
- ★場所は“野外活動センター
あおぞら”の周辺



- ★開催日：
8月26日(土)・27日(日)・28日(月)
9月16日(土)・17日(日)・18日(月)
- ★詳細は夏まつりチラシに掲載する広告で発表

ひよどり台小学校施設開放運営委員会だより!!

市民図書室からのお知らせ

- ※ 開放曜日と時間
- 火・木 … 午後1時半～5時
- 土曜日 … 午後1時～5時(4月～10月)
午後12時半～4時半(11月～3月)
- 第1日曜日… 午後1時～5時(4月～10月)
午後12時半～4時半(11月～3月)

- ※ 休室日
- ★ 毎月第2～5日曜日
- ★ 祝日
- ★ 夏休み
(8月8日～8月10日と15日)
- ★ 年末年始
(12月30日～1月4日)

※但し学校行事等の為利用出来ない日があります。

※火・木・土・日曜日に校門が施錠している時は図書室専用のインターホンで係に連絡して下さい。